

和泉市文書館業務検討委員会  
参考資料集

和泉市教育委員会 生涯学習部  
文化遺産活用課

(仮称) いずみの国文書館関係資料 (総合計画、議会質疑、例規)

市の基本的な方針

○市史編さん大綱 1998. 4. 30 I. 編さんの基本方針

4. 市史の調査で収集した資料は、市民が活用できるように保存管理し、後世に伝えるために、資料の調査・収集・保存・活用機能を備えた施設・機構の整備が今後の課題となる。また、今回の事業だけでは、本市の歴史すべてを網羅できないので、資料の調査研究と刊行は、将来的にも別の事業で補足継続する。

○第5次和泉市総合計画 H28. 9 2016～2025

第1章 定住の促進 重点施策 10 豊かな創造性と郷土愛を育む文化・芸術の振興  
(具体的な取り組み) 地域文化財の保全と情報の発信  
・市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史公文書を一般向けに公開する  
「(仮称) 文書館」の開設に取り組み、市民の郷土愛を育みます。

○和泉創発プラン R2. 3 2020～2024

歴史資料公開事業 (継続)  
市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史的価値を有する公文書を一般向けに公開する、(仮称)「いずみの国文書館」の開設に取り組む。

議会での質疑等

○市議会 H30 年決算審査特別委員会 (H29 年度決算) H30. 10 坂本議員

寄贈・寄託をうけた史料について 適切な保管スペースと機能を確保するよう要望  
  
大変重要な、また今後残さなければいけないようなものも多いと思うんですけど、やはり今のままではなかなか完璧に保存できているというような環境ではないと思うんです。そういった中で、やはり市民さんから預かってるものも、もちろんお返ししなければならぬものもありますし、また寄贈された中にでも大変重要なものも多くあると聞いております。ですので、それはやっぱり市民の財産に当たると私は思いますので、それなりの設備の完備したところでやはり維持管理していただきたいということを強く要望して、この項は終わります。

○H27 年第1回定例会 H27 年 3 月

・市長市政運営方針 (歴史文化・芸術環境づくり)

市民の郷土愛を育むべく、市史編さん事業を通して調査・収集した古文書や歴史公文書を公開するため、「(仮称) 文書館」の開設に取り組みます。

関係法令、例規

○和泉市文書取扱規則 H27. 4. 1 改正

第21条 6 第1項又は第3項及び第4項の廃棄の手続を経た文書のうち、歴史又は文化に関する資料として重要と認められるものについては、第2項の規定にかかわらず、文化財所管部署に引き継ぐことができる。

○公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号） H23 年 4 月 1 日施行

第 1 条 この法律は、(中略) 公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第 2 条 6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう

第 8 条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第 5 条第 5 項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

第 34 条 地方自治体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

\* 参院付帯決議

9 利用制限 「30 年原則」 ふまえ必要最小限

15 地方公共団体における公文書管理の在り方見直し 国と地方公文書館の連携強化

16 公文書館と図書館との併設などより多くの公文書館設置を可能とする環境整備

○公文書館法 昭和 62 年 12 月 15 日

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

## 和泉市文書館業務検討委員会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市文書館業務検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (担当事務)

第2条 委員会は、和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、文書館の役割、目標ならびに機能等に関する事項について調査及び審議する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項の調査審議を終了し、答申を行うまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (委員会の招集、議事の特例)

第7条 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

## (関係者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化遺産活用担当部署において処理する。

## (補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和2年6月26日から施行する。

2020(令和2)年度 生涯学習部 文化遺産活用課 職員配置

部長 — 次長 — 課長 — 総括参事 — 課長補佐 — 係長 —  
 (学芸) (再・埋文) (事務) (埋文)

主事(埋文)  
 会計年度任用(事務補助・週5)  
 会計年度任用(埋文・週5)

●市史編さん室 —  
 主事(事務)  
 会計年度任用(専門・週4)  
 会計年度任用(専門・週4)  
 会計年度任用(事務補助・週5)

●信太の森の鏡池史跡公園  
 信太の森ふるさと館 —  
 会計年度任用(学芸・週5)  
 会計年度任用(学芸・週5)

●池上曾根史跡公園  
 池上曾根弥生情報館 —  
 主任(再・事務・週4)  
 会計年度任用(学芸・週5)

●いずみの国歴史館 —  
 主任(再・学芸・週4)  
 主任(再・事務・週4)  
 会計年度任用(学芸・週4)  
 会計年度任用(学芸・週4)

合計21名  
 課長以下19名

2021(令和3)年4月  
 新規職員採用(歴史学)予定